

令和7年度 玉造小学校 「学校安心ルール」

<基本的な考え方>

○学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。

○子どもたちには、日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけることを伝え、一人一人がルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）」をめざしています。

対応段階	学習の時に	人に対して	物に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束ごと		・ルールを守る ・嘘をつかない ・勉強する	・物を大切にしない ・自分の机等に落書きする ・学校の物をかけて使う	・人に親切にする ・協力する	
第1段階	・授業の用意をしない	・からかう、ひやかす ・無視する ・物をかけて使う	・物を大切にしない ・自分の机等に落書きする ・学校の物をかけて使う	・廊下を何度も走る ・あいさつが全くできない	・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡 ・個別指導
第2段階	・授業に関係のない話をする	・仲間はずれにする ・悪口、かけ口を言う ・こわがるようなことをしたり言ったりする	・人の物を借りて返さない ・人の物を持ち帰る	・夜遅くまで家に帰らない ・校区外や校区内の大型商業施設に子どもだけで出かけてお金を使って遊ぶ	・その場で注意 ・家庭連絡 ・複数の教職員による指導 ・次に向けての反省
第3段階	・授業中、故意に妨害をする ・授業を受けずに校外に出る	・危険なことを無理やりさせる ・暴力をふるう	・店の物を万引きする ・物を故意にこわしたり、捨てたりする	・行為自体が重いと判断される	・複数の教職員による指導 ・家庭連絡 ・関係諸機関（教育委員会・こども相談センターなど）と連携し、学校内で指導を行う。
	第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。				

<ルール表作成上の留意点>

※「学校安心ルール」は、大阪市の教育振興基本計画に示している学校の安心・安全のためのスタンダードモデルを参考にして作成しました。

※学校は児童一人一人の状況等も十分にふまえ、対応について判断します。

* 大阪市には、生活指導サポートセンター内に「個別指導教室」があり、経験豊富な元校長先生等が丁寧な立ち直り支援を行う場所もあります。